



		<p>(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める資格</p> <p>(支給期間)  訓練促進給付金の支給の対象となる期間は、養成機関において修業する期間（以下「修業期間」という。）とし4年を上限とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、訓練促進給付金の支給については、第7条の規定による申請があった日（以下「申請日」という。）の属する月以後から支給するものとし、月を単位として支給する。</p> <p>(支給額)  訓練促進給付金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 訓練促進給付金対象者及び当該訓練促進給付金対象者と同一の世帯に属する者の訓練促進給付金の申請日の属する年度分（申請日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度分）の市町村民税が課されていない者 月額100,000円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12か月については、月額140,000円）</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者 月額70,500円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12か月については、月額110,500円）</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成27年4月1日設定(令和3年7月20日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (事案ごとの裁量が大きく、調査等に時間を要するため、一律に標準処理期間を設定することが困難である。)
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)